

簡易裁判所及び家庭裁判所の出張事件処理について（意見）

平成 20 年 12 月 18 日

日本弁護士連合会

第 1 意見の趣旨

昭和 63 年になされた簡易裁判所及び家庭裁判所出張所統廃合の代替措置として実施されている簡易裁判所及び家庭裁判所の出張事件処理については、今後もこれを存続させる方向で、自治体や地元弁護士会等と連携し、広報等の取り組みを強化することにより利用件数を増加させる等、その活性化のための方策を講ずるべきである。

第 2 意見の理由

- 1 一定の地域において、簡易裁判所及び家庭裁判所の出張事件処理（以下「出張事件処理」という。）として、自治体等の施設において交通略式事件等の事件処理や民事受付相談、民事・家事手続案内等の相談業務が実施されている。
- 2 この出張事件処理は、昭和 62 年公布の「下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律」（昭和 62 年法律第 90 号、以下「改正法」という。）及び同年制定の「家庭裁判所出張所設置規則の一部を改正する規則」（同年最高裁判所規則第 6 号）に基づき、昭和 63 年になされた簡易裁判所及び家庭裁判所出張所（以下「簡裁等」という。）の統廃合の代替措置として実施されているものである。

改正法案を審議した衆議院法務委員会は、同法案を可決するに当たり、「政府並びに最高裁判所は次の事項について格段の努力をすべきである」として、「簡易裁判所及び家庭裁判所並びに区検察庁の統廃合された地域に対し、住民の利便を考慮し、その実情に応じ、出張して事件処理を行うなどの適切な措置を講ずること」との附帯決議をし、参議院法務委員会も同様に、「統廃合された簡易裁判所の存する地域について、住民の利便を十分に考慮し、出張による事件処理を行う等適切な措置を講ずること」との附帯決議をした（以下両決議を「附帯決議」と総称する）。

当時、当連合会は、全会挙げて、簡裁等の統廃合に反対し、その存置を強く主張した。附帯決議は、まさに、このような当連合会の主張が反映されたものであり、今もなお、その意義の重要性は、失われていない。

- 3 当連合会の調査によれば、統廃合された簡裁等の管轄区域のうち 81 か所に

において出張事件処理が実施されていたところ，そのうち41か所が廃止され，現在では40か所（実施庁数35）の出張事件処理が存続している。

そして，その廃止に関しては，松江では，平成19年1月，島根県弁護士会が反対意見を表明したにも拘らず，大田市民会館における出張事件処理が廃止され，釧路では，釧路弁護士会が反対声明を表明したにも拘らず，平成19年9月から平成20年3月にかけて広尾，池田，斜里，厚岸を対象とする出張事件処理が廃止された。また，存続している出張事件処理の中でも，弁護士会に対して廃止の意向が示されている地域があり，岡山弁護士会は，これに対して平成19年8月反対意見を表明している。

- 4 簡裁等は，地域住民に身近な「駆け込み裁判所」として機能すべき裁判所であり，その本質上，広く各地域に設置され，地域住民の司法救済のためにその役割を果たすべきものである。

このような簡裁等が果たすべき役割に鑑み，附帯決議は，統廃合された簡裁等の管轄地域に，同簡裁等の機能をなお実質的に存続させための代替措置として，また，同時に決議された「今後，人口の急増，事件の増加等著しい条件の変化が生じた場合は，簡易裁判所の新設も考慮すること」の実現性を確保するための措置として，出張事件処理の実施を求めたものにほかならない。

それゆえ，利用件数の減少や裁判所の態勢等を理由に出張事件処理をさらに廃止することは，附帯決議の趣旨に反するものとして許されない。

また，存続している出張事件処理について，利用件数の減少が認められたとしても，地域住民に対する広報等の取り組み不足がその要因として考えられる。

附帯決議が「住民の利便を考慮した格段の努力」を求めていることからすると，裁判所は，少なくとも，出張事件処理の実施庁を管轄する地方・家庭裁判所のホームページにおいて実施日時・場所等を掲載して広報する等，自らその取り組みを強化するほか，自治体や地元弁護士会等との連携しつつ，利用件数をより増加させる等，その活性化のための方策を講ずるべきである。

したがって，利用件数の減少をもって，ただちに存続している出張事件処理を廃止することは，附帯決議の趣旨に反するものといえる。

- 5 今次司法改革は，「法の支配」を社会の隅々にまで及ぼすことを求めている。そのためには，わが国の司法が，すべての地域により広く，より深く根を下ろし，地域住民の司法救済のためにその機能を十全に発揮しなければならない。その観点からすると，各地域における簡裁等の機能は，今後なお一層拡充されるべきである。

出張事件処理のさらなる廃止は，地域における簡裁等の機能を実質的に縮小

するものに等しいものである。したがって、その廃止は、今次司法改革に逆行し、許されないといわねばならない。

6 当連合会は、市民のための「地域司法」を拡充する観点から、全国において「地域司法計画」策定の取り組みを推進してきた。その取り組みの中で、東京三弁護士会と東京地方裁判所及び法テラス東京との間では、東京簡易裁判所が取り扱う民事調停事件の一部について、週1回程度の割合で、法テラス東京の新宿出張所（法テラス新宿）が使用している施設の一部において、ニーズ調査のための試行として出張的な事件処理を平成21年1月から平成23年3月まで実施することとなった。

7 出張事件処理については、これまで、当連合会内における周知度が低かったように思われる。当連合会としては、今後、よりその周知に努め、とりわけ出張事件処理が存続している地域の弁護士会に対しては、実施庁やこれを管轄する地方・家庭裁判所との間でその活性化に向けた協議等を行うよう積極的に働きかけたいと考えている。

併せて、当連合会としては、附帯決議の趣旨に基づき、存続している出張事件処理の活性化やすでに廃止された出張事件処理の復活等を含む出張事件処理のあり方等につき、貴最高裁判所とも協議していきたいと考えている。

8 よって、当連合会は、出張事件処理については、今後もこれを存続させる方向で、自治体や地元弁護士会等と連携し、広報等の取り組みを強化することにより利用件数を増加させる等、その活性化のための方策を講ずるべきであると考えている。

以上